

八幡浜市外からの移住者を含む  
祖父母世帯＋子育て世帯限定

# 三世代家族移住促進事業

祖父母が暮らす家に子育て世代がUターンで帰ってくる、祖父母と同一公民館区域内に子育て世帯が移住する、Iターンで三世代家族そろって移住して同居するなど、同居等に伴う住宅の取得、改築、家電購入等に要する費用の一部を補助します。

## 住宅の改築等

原則、市内に本店、支店等の事業所または事務所を有する建築業者等が施工した経費

## 住宅取得

住宅の新築又は売買に係る経費  
※登記料及び仲介手数料等は除く

## 家電購入

「市内の店舗」で「テレビ、冷凍・冷蔵庫、洗濯・乾燥機又はエアコン」を購入した経費

### 補助対象経費の1/2

※補助対象経費は50万円以上

#### 補助上限金額

- ①同居 100万円
- ②準同居 50万円
- ③近居 30万円

### 補助対象経費の2/3

※補助対象経費は10万円以上

#### 補助上限金額

- ①同居・②準同居 20万
- ③近居 対象外

**※補助金受給後5年間は住宅、家電等を売却・譲渡等することはできません。**

転入日から1年以内、住宅取得・改築・家電購入等から  
6か月以内に申請をする必要があります

詳細はこちら

お問い合わせ 八幡浜市役所 政策推進課 地域づくり支援係  
〒796-8501 愛媛県八幡浜市北浜1丁目1番1号  
☎ 0894-21-0413 ✉ iju-shien@yawatahama-iju.com



## 対象となる方

次の条件をすべて満たす必要があります

次のいずれかに該当する形で市内に居住している家族  
(中学生以下の子どもを含む)

- ①同居：同一敷地内の住宅に居住
- ②準同居：同一公民館区域内の住宅に居住
- ③近居：八幡浜市内の住宅に居住

Check

令和5年1月1日以降に八幡浜市に転入し、補助金交付申請時において転入日から1年以内であり、市に転入前、1年以上継続して市外に居住していた

八幡浜市に5年以上定住することを誓約できる方  
(転勤等による異動ではない)

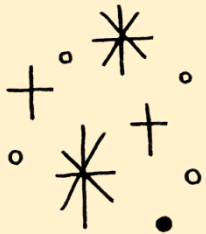
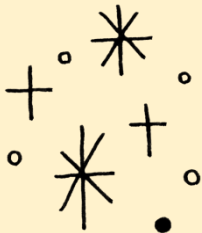
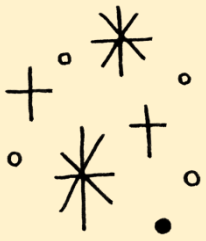
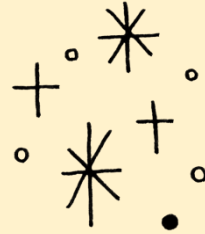
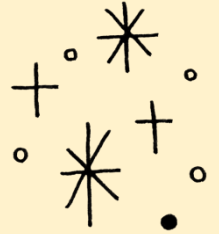
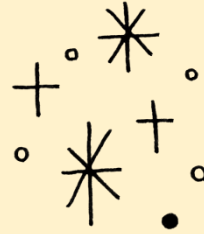
取得又は改築等した住宅の所有権を有する方

三世代家族全員が、八幡浜市の市税等を滞納していないこと

過去にこの補助金を受給していない

三世代家族全員が、暴力団、暴力団員等でないこと

市の移住施策の調査等に協力できる方



## Q & A

Q1.住宅兼店舗を兼ねた家は対象ですか？

A1.事務所、店舗その他それらに分類する用途を兼ねる家屋の場合は、居住用部分の面積が、延床面積の2分の1以上のものであれば可能です。

Q2.住宅の取得は無償でも可能ですか？

A2.無償譲渡は対象外になります。

Q3.補助対象経費に消費税は含まれますか？

A3.いずれの場合も消費税は補助対象外になります。

Q4.領収書等は必要ですか？

A4.補助対象経費の支払いが確認できる書類の写しを提出してもらう必要があります。